

第36回大空町農業委員会総会議事録

平成29年5月26日 第36回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
4番 早川 敏幸	5番 苫米地 正幸	6番 辻 功
8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄	10番 小久保 謙
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦
17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一
22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二
25番 山神 正信		

(2) 欠席者

20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司
-----------	------------

2. 職員の出欠状況

事務局長	作田 勝弥	主査	渡邊 豪	主事	安念 真人
主事補	菊地 悠汰				

第36回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第36回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>今年は、先月の総会以来順調に天気続きまして、蒔きつけの方も、順調に進み、こんな年は、無いのかなと自分も思っております。</p> <p>ただ、ちょっと間伐ぎみで、温度が下がって低温ぎみになっているわけなんですけど、また来週から温度が上がるようなので、このまま推移して、何もなく、また、いい秋を迎えることを願うばかりでございます。</p> <p>また、7月に農業委員の改選に伴いまして、今まで、昨年からいろいろ準備してまいりました。</p> <p>それで、町の選考委員会も終わりました、来月6月の定例会で、議会の同意を得て、最終的には、町長の任命の形になろうかと思っております。</p> <p>特別なことは無いと思っておりますので、今まで各地から推薦された方が、その後は新しい委員になることと思っております。</p> <p>今日は36回の総会でございますので、どうぞ御審議をいただきたいとます。</p> <p>簡単ですが、ごあいさつに代えたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
山神会長	<p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>4月24日開催の第35回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明朗読)</p>
山神会長	<p>ただ今より第36回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>

<p>作田局長</p>	<p>ただいまの出席委員は、22名であります。丹羽委員、江口委員から欠席の旨の連絡がありました</p> <p>大空町農業委員会会議規則第7条の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計14件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、22番石原委員、23番岡本委員を指名いたします。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により●●委員の退席を求めます</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(●●委員 退席)</p>
<p>山神会長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、町有地を貸し付けるものです。</p> <p>図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>先月の総会において、今回申請のあった隣接地である682番1及び3、683番1及び2について、別の所有者から今回申請のあった借主が賃貸借する議決をいただいております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について第1地区永倉委員より補足説明があればお願いします。</p>

永倉委員	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係関係 1 番について質疑に入ります。 (無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (●●委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定 2 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読) この件につきましては、貸主が法人を設立し、その法人に対して賃貸借するものです。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 なお、この申請に係る農地の図面につきましては、法人化に伴うものであるため、図面を省略しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いし ます。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>

山神会長	<p>今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p> <p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があった案件であります。</p> <p>本件については、5 月 16 日に第 4 地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第 4 条第 2 項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、2 ページから 3 ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第 4 地区 田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては 5 月 16 日に第 4 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です</p>

山神会長	<p>これより 1 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があった案件であります。</p> <p>本件については、5 月 16 日に第 4 地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、4 ページから 5 ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては 5 月 16 日に第 4 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>

山神会長	<p>(無しの声)</p> <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があった案件であります。</p> <p>本件については、5月24日に第5地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、6ページから8ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます</p>
山神会長	<p>この件について第5地区齊藤副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
齊藤副委員長	<p>当案件につきましては5月24日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番から3番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、議案第1号利用権設定関係2番で説明したとおり、借主の法人化に伴うものです。今まで個人で契約していた残期間を同一条件で契約するものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 図面については、省略しております 借主の経営面積等は、議案第1号利用権設定関係2番で説明したとおりです。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区齊藤副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
齊藤副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番から3番について質疑に入ります。</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係1番から3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、5月25日に第1地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、9ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。</p>
小久保委員長	<p>当案件につきましては5月25日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>

渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、5月23日に第2地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、10ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>
石田委員長	<p>当案件につきましては5月23日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です</p>
山神会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号の2番について採決します</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、3番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、5月23日に第2地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、10ページに掲載しておりますのでご参照願います</p>

	<p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては5月23日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です</p>
山神会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号の3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題とします。</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p>
山神会長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第7号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。</p>
渡邊主査	(議案説明朗読)
山神会長	これより質疑に入ります。
委員	新規就農の場合、私が参入した当時は農業者しか農業に参入できないということがあって、いろいろと苦労したのだが、新規参入の条件というのは、何があるのか
渡邊主査	<p>下限面積についてなんですけども、2ヘクタール以上、耕作する面積を持つことが必要となります。</p> <p>その権利を取得するためには、農業委員会の許可が必要になりますので、その許可を受ければ、農業に参入することは可能です。</p> <p>あわせて、山林とかを開拓しまして、そこを農地することについては、農業委員会許可が不要ですので、そういう状況の中での農業始めることも可能です。</p>
委員	その場合は、面積要件は無いのか。
渡邊主査	ありません。原野を畑として、お金を投資して、農地にしますという部分については、農業委員会の許可は必要でございませんので、参入することは可能です。
委員	この場合、認定農業者には、なれるのか。
渡邊主査	認定農業者になるには認定農業者側のルールがありますので、何かいろいろな要件ありますが、そこまで、細かくは承知していません。
委員	新規に参入しようとした人は、山林などを農地にする場合と下限面積をクリアする場合とあるが、中間管理機構に貸してほしいという要望提出できるのか
渡邊主査	<p>提出はできます。</p> <p>既存・新規問わず、申請書にいろいろ書いてもらいますが、5月と9月が申請書の取りまとめ時期になっています。</p>

	<p>新規参入の方は、また別な新規参入用の項目があり、詳細については、確認が必要です。</p>
委員	<p>問題は、審査内容ではないか。</p>
渡邊主査	<p>これも条件は一緒です。 法人も個人も要件は一緒ですが、特に法人の方は、農地法の規定で、農業者が一定程度株式を所有する必要があります、その他常時従事者要件とかがありますので、それを満たせば出せば大丈夫です。</p>
委員	<p>法人の場合は難しいのか。</p>
渡邊主査	<p>事前に会社を作っただいて、その上で、条件を満たすように変えていくこととなります。</p>
委員	<p>最初から法人は作る必要があるのか。</p>
渡邊主査	<p>会社がないと法務局登記されている法人がないと、農業委員会から許可がとれませんので、会社の実態が必要です。 会社の登記が無いと、構成員の構成要件も、どうやって満たしていくのか最初から条件を満たす必要があります。 この従業員が常時従事者でやりますという確認とかをきちんとしていくこととなります。</p>
代理	<p>関連ですが、山林を開拓して2ヘクタール以上ありますという時に役場などに届け出が必要なのではないか。</p>
渡邊主査	<p>1ヘクタールを超えて何かしようとする場合は国土法の届け出必要となります。</p>
委員	<p>農業委員会が知らないうちに農業者となったという可能性があるのか。</p>
渡邊主査	<p>あり得ます。</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第7号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を採決します。</p>

	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第8号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p>
山神会長	<p>これより質疑に入ります。</p>
委員	<p>利用集積率は、国が色々なことを判断するときの資料となるのか。</p>
渡邊主査	<p>なります。</p>
委員	<p>利用集積の枠組みを教えてください</p>
渡邊主査	<p>管内の農地面積については、まず、分母となる方は、耕地及び作付面積統計におけるで耕地面積を記入とありまして、こちらは、北海道農政事務所が発表する、農地面積を記載することになっております。</p> <p>これまでの集積面積と書かれて部分については、担い手の方が耕作している面積となります。</p> <p>ちなみにこの担い手の定義でございますが、認定農業者である方。これは町内、町外問わず、対象となります。</p> <p>うちの町の認定農業者の方もいますし、例えば網走市に在住していつて、大空町の農地を持っている方で、網走市からしか認定農業者認定を受けてないって方も、これまでの集積面積の農地面積としてカウントをしていくこととなります。</p> <p>そういった積み上げをさせていただいた結果が1万3,296ヘクタールと、いうこととなります。</p>
委員	<p>その差は認定農業者以外が耕作しているのか</p>
渡邊主査	<p>ご指摘のとおりか、部分的に山林などの農地でない部分もあつたりします。</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第8号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>（議案説明朗読）</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>（なしの声）</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">（午後2時22分）</p>

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____